

馬の生産者の皆様へ

馬の生産経営は、常に馬のケガや病気、死亡や廃用の発生や販売価格の低下等のリスクがあります。それらのリスクに備えて公的な保険制度である**農業保険（家畜共済、収入保険）**に加入しましょう！

家畜共済及び収入保険は、**掛金の原則50%を国が負担**します。

（収入保険の積立金は、75%を国が負担します。）

**家畜共済と収入保険のセット加入で、
経営全体のリスクがカバーできます**



平成31年1月から制度拡充

平成31年1月から開始

【家畜共済】

- 繁殖用雌馬の**ケガ**や**病気**の診療費を補償します。
また、繁殖用雌馬が**死亡**や**廃用**となった場合その家畜の資産価値を補償します。



- 馬の全生産者が対象です。

【収入保険】

- 農作物の**販売収入全体の減少**を補償します。
(例)
 - ・育成・肥育馬の販売価格の低下や死亡や廃用による販売頭数の減少
 - ・飼料作物の不作etc.
- 青色申告をしている生産者が対象です。

平成31年1月から 家畜共済の制度拡充例

- ◆ 病傷共済と死廃共済について、別々に加入、補償金額が選択できるようになります。
- ◆ 家畜共済加入者間で取引された家畜には待期間が適用されません。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

農林水産省

家畜共済の概要（馬の経営の場合）

家畜共済の対象

- 原則として、出生年の翌年以降のもの

補償期間

- 共済掛金の支払日の翌日から1年間

主な補償内容

- 死廃共済
家畜が死亡・廃用となった場合（行方不明を含む）に、家畜の資産家畜の8割※を上限として共済金を支払います。（※割合は農業者が選択できます。）
- 病傷共済
家畜が疾病や傷害で獣医師の治療を受けた場合に、診療費を共済金として支払います。（ただし、初診料は農業者の負担です）

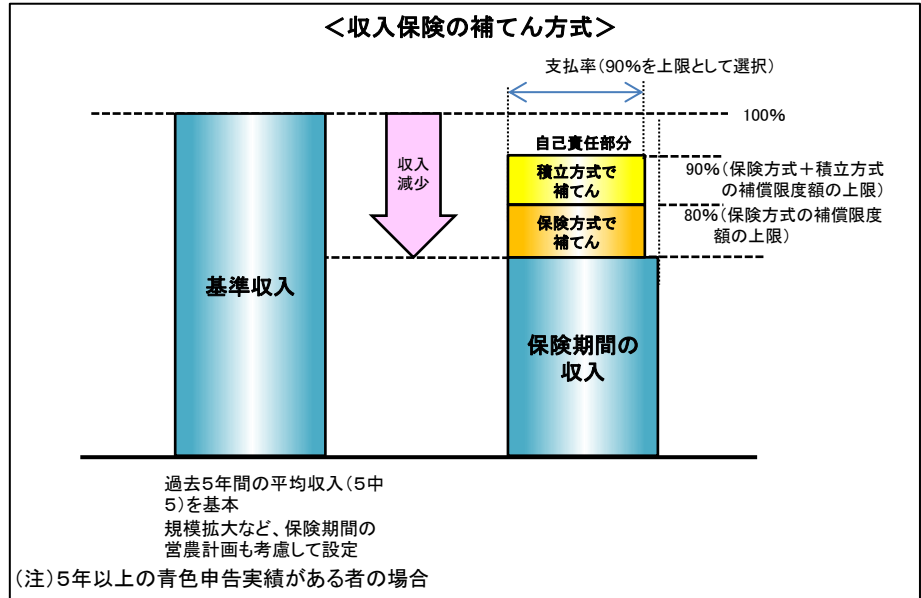
試算例（1頭当たり）	農業者が支払う共済掛金	死亡した場合に支払われる共済金	治療を受けた場合に支払われる共済金（病気・傷害1件当たり）
繁殖用雌馬（45月齢）（資産価値90万円）	16,096円	72万円	15,000円

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

収入保険の概要

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんします。

対象者	青色申告を行っている農業者（個人・法人） ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入可
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
補てんの方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとされない積立方式」の組合せで補てん



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%（保険80%＋積立10%）、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金		補てん金額			
<加入1年目>					
収入減少の程度（保険期間の収入）	補てん金の合計	保険方式（保険金）	積立方式（特約補てん金）	補てん金を含めた保険期間の収入（対基準収入）	
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）	
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）	
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）	
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）	

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。